

公益社団法人荏田町シルバー人材センター

令和8年度 事業計画

(事業概要)

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的に取り組みを強化していく必要がある。

そうした中で、全国シルバー人材センターの「第2次100万人達成計画」の状況は、70万人を下回り低迷が続く状況にあることから、あらためて会員拡大のための新たな「会員純増10万人超（令和7～12年度の6年間）」を目標とする取り組み方針が示され引き続いて、会員拡大・就業開拓の両面で、成長軌道への転換を目指す必要がある。また、シルバー人材センター事業を取り巻く環境では、令和5年10月のインボイス制度の施行に続き、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という）の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された基本方針に沿って契約方法の見直しを行い、発注者及び会員の理解を得たうえで令和8年度から包括的契約（発注者、センター、会員の三者間での契約）へ移行を開始する。

このため、会員への就業募集情報の的確な表示、また、就業条件提示（明示）の確認などにおいて、書面によるほか、パソコンやスマートフォンの活用によるデジタル化を推進する。

また、会員の高年齢化、重篤事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取り組みを強化するとともに、健康確保について適切な対応を図る。

(基本方針)

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会作りに寄与することを目的とした事業展開を図るため、次ぎの事業を実施する。また、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努める。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

1 就業開拓提供等事業

(1) 受託事業（一般）

高齢者（会員）が就業をとおして生きがいの充実と自らの健康保持に資するとともに、活力ある地域づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を家庭、民間、官公庁から有償で引き受け、これを会員に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（配分金）を支払うもので、センターは発注者に対して適切に仕事を完成させる義務、または「シルバー人材センター利用規約」等に基づき、包括的契約という形式により、発注者から有償で引き受けた仕事を完成させる義務を負う会員の選定等の業務を行う。

(2) 独自事業

町等のイベント会場で入会促進や就業機会拡大の啓発チラシ配布活動をより有効に行うために導入した焼き芋機を活用して、今後独自の創意と工夫により、事業の可能性が見出せば、独自事業の展開を検討する。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事務所として、センター事務所内に連合会実施事業所をおき「臨時的かつ短期的な仕事またはその他の軽易な業務」にかかる仕事の求人を請け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、職業紹介事業を実施する。

2 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会荏田町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事またはその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施する。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等（公益目的事業）

1 普及啓発事業

シルバー事業の基本的理念・システムや事業内容を広く地域に周知を図ることによって、会員の拡大又就業の拡大を目的として引き続き町のイベントを活用しチラシ等の配布により情報の発信をする。

2 安全・適正就業推進事業

安全は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加をするうえで最も重要な課題であり、「安全は全てに優先する」の理念のもと、高齢者が自らの健康維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に就業できるよう、安全意識の啓発を行う。

シルバー事業における就業内容は「臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務」が基本であり、高齢者にふさわしい仕事の提供ということを念頭に、より慎重に関係法令の遵守、適正な事業運営を促進する。

3 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等に対応する。また新規受注や欠員が生じた場合は、会員に情報を発進し、希望する高齢者を対象とした説明会を随時実施する。また、入会を希望する一般住民が参加できる方法として、町の広報紙で誰でもが就業の機会が得られるよう相談活動を行なう。

4 研修・講習事業

地域に高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に適した仕事に対応するために就業上必要な技能、知識を付与しより広い就業分野の仕事の確保と提供を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力のある地域社会づくりに寄与する。

5 調査研究事業

就業機会の開拓・拡大、独自事業の創出のために、会員及び高齢者の就業に係る調査研究を行い、必要に応じて実態調査を行う。

(実施計画)

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援を行う。

(1) 受託事業（一般）

受注した仕事の配分については、内容を可能な限り高齢者に周知させその上で高齢者の希望と能力等に応じて公平に就業の提供を行う。

新介護総合事業、空き家対策等、新たな分野についても苅田町と協議して就業機会の拡大を図っていく。

子育てが終わった女性の労働力を市場に戻すためにも福祉・家事援助サービスの充実を図り、労働市場の下支えに努めていく。

① 主な就業分野

- ・官公庁、企業、一般家庭等の除草、剪定等
- ・企業、事業所等における屋内外の軽作業
- ・公共施設の管理業務
- ・福祉家事援助サービス事業 等
- ・高齢者、子育て支援事業 等

② 令和8年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
170人	15,000人日	89%	95,395千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務の範囲において就職を斡旋する。また、求人・求職の取扱いについては、職業安定機関と連携し、

雇用情報等の収集、情報交換を行う。

2 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に堪えるため臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣事業を推進し高齢者の就業機会を拡充・提供する。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約および雇用契約について随時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとする。

① 主な就業分野

- ・ 病院患者の送迎業務（車の運転）
- ・ 船食料品配達補助員
- ・ 保育園での保育補助や清掃
- ・ 製品の運搬業務
- ・ 工場内の軽作業（器具の洗浄）

② 令和 8 年度見込み（派遣事業）

就業実人員	就業延人員	就業率	派遣事業受託収益
20 人	2, 500 人日	11 %	1, 000 千円

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等（公益目的事業）

1 普及啓発事業

- （1） ボランティア等の啓発事業の推進により、会員の確保の為、また会員自らが、シルバー事業を理解し、日常の作業でシルバー事業の必要性を話題とすべき取り組みを行うため、事務局は、会員自らの学習に資する教材を提供する。（事務局だよりの発行等）
- （2） 会員拡大の取り組みでは、令和 8 年度も引き続き町のイベントに参加し、チラシ、啓発グッズの配布でシルバー事業をアピールします。

2 安全・適正就業推進事業

安全就業については、安全・適正委員会で次のように申し合わせた。

- （1） 安全はシルバー会員が就業等の活動を通じて社会参加をする上で最も重要な課

題であり「安全は全てに優先する」との理念の下、高齢者が自らの健康と安全を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう安全意識の高揚を図り事故「0」を目指す。

- (2) 労働者派遣法の改正や「臨・短・軽」の緩和措置が導入されたこと等により就業しやすい環境が作られたが、適正就業ガイドラインに沿った就業の開拓を行う。

3 相談事業

- (1) 就業相談の実施

正会員及び地域の高齢者を対象に、随時来訪や電話により相談を行う。

- (2) 入会説明会の開催

入会を希望する高齢者を対象に、毎月1回、第3金曜日を基本に随時開催する。案内は広報誌等に掲載する。入会説明会では当センターの案内と業務内容を紹介する。

4 研修・講習事業

高齢者の就業機会拡大のために会員や地域住民を対象に、就業に必要な知識、技能の習得及び向上を目指し、研修会・講習会を実施する。

- (1) 会員の加入促進を踏まえた講習（剪定、草刈）
- (2) 高齢者向け安全運転講習会

5 調査研究事業

- (1) 女性入会促進のためのシルボンヌ活動又事業の調査研究の推進
- (2) 加齢を理由にする退会抑止のための独自事業を含めた就業機会創出調査